

青森県報

第三千八百号

平成二十一年
七月十日
(金曜日)

目 次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高 齢 福 祉 保 険 課）	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	（ 同 ）	一
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	（障 害 福 祉 課）	二
障害福祉サービス事業者の指定	（ 同 ）	二
飼料の試験の結果の概要	（畜 産 課）	二
保安林の指定解除予定	（林 政 課）	三
右 同	（ 同 ）	三
道路の区域の変更	（道 路 課）	四
道路の供用の開始	（ 同 ）	四
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更	（出 納 課）	四
公 告		
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表	（総 務 学 事 課）	四
県営土地改良事業計画の決定	（農 村 整 備 課）	五
建設業者の許可の取消し	（中 南 地 域 民 局）	五
右 同	（上 北 地 域 民 局）	五
県有財産の売却に係る一般競争入札	（警 察 本 部 計 課）	五
右 同	（ 同 ）	六
右 同	（ 同 ）	七

告 示

青森県告示第四百六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行 つる所	指 定 年 月 日
社会福祉法人誠風会	弘前市大字清野 袋字岡部四三三 の一	弘前市大字清野 袋字岡部四三三 の一	居宅療養 管理指導	訪問看護ステ ーション ことぶき	平成 三・五・二六
有限会社つじ産業	むつ市大畑町本 門寺前一四の六	むつ市大畑町中 島六〇の一	通所介護	夢・プラザ デイサービス センター	三・六・三三

青森県告示第四百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
	名称	所在地			
社会福祉法人誠風会	弘前市大字清野一丁目四三三	弘前市大字清野一丁目四三三	介護予防訪問看護ステーション	弘前市大字清野一丁目四三三	平成三・五・六
有限会社つじ産業	むつ市大畑町本門寺前一四の六	むつ市大畑町中島六〇の一	介護予防通所介護	むつ市大畑町中島六〇の一	三・六・三

青森県告示第四百七十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
ひなた薬局 ふじの調剤薬局 代官町調剤薬局	五所川原市字錦町一の一 弘前市大字藤野二丁目六の一 弘前市大字代官町一〇六	平成三・七一 " "

青森県告示第四百七十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
	名称	所在地			
特定非営利活動法人農業活動法人楽郷hiki	十和田市大字藤一島小山三七の七	十和田市大字藤一島小山三七の七	就労継続A型	特定非営利活動法人農業活動法人楽郷hiki	平成三・七一
合同会社あおば	八戸市青葉二丁目一六の一七	八戸市青葉二丁目一六の一七	就労継続B型	就労継続B型事業所あおば	"
合同会社あおば	八戸市青葉二丁目一六の一七	八戸市青葉二丁目一六の一七	児童サービス	児童サービス事業所あおば	"
特定非営利活動法人友愛の会	八戸市大字尻内三丁目畑田二九の三	八戸市大字尻内三丁目畑田二九の三	就労移行支援	特定非営利活動法人友愛の会	"
特定非営利活動法人友愛の会	八戸市大字尻内三丁目畑田二九の三	八戸市大字尻内三丁目畑田二九の三	生活介護	特定非営利活動法人友愛の会	"
特定非営利活動法人あゆみの会	三戸郡階上町倉前一丁目四八五	三戸郡階上町倉前一丁目四八五	就労移行支援	すまいる工房	"

青森県告示第四百七十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十一年六月二日及び四日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他の水分 %	
三共理化学工業株式会社 八戸工場 八戸市大字市川町字下 場45の60	同左	ポーク&チキンミール	21.6	60.8						19.0						2.8	
北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海 岸24の7	同左	くみあい標準配合飼料 パコーチツクZK後期	21.6	15.9	3.6	0.81	0.74	3.3	5.1						2,800	13.3	
		くみあい配合飼料 たまご工房	21.5	18.7	5.9	4.24	0.61	2.8	13.0						2,800	12.0	
		くみあい配合飼料 ニユーアグアイナA	21.5	19.8	5.6	0.85	0.64	2.2	5.2			81.0				11.6	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第四百七十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 保安林を解除しようとする理由
放送施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び外ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百七十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 保安林を解除しようとする理由
放送施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び外ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年八月九日まで青森県県土整備部

道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三三三八号	下北郡東通村大字小田野沢字見知川山一の三から 下北郡東通村大字小田野沢字見知川山一の三まで	前 後	一五・五〇メートルから 三五・〇〇メートルまで 一九・一〇メートルから 三九・四〇メートルまで	二二四・三〇メートル 二二四・三〇メートル	

青森県告示第四百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年八月九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 三三三八号	下北郡東通村大字小田野沢字見知川山一の三から 下北郡東通村大字小田野沢字見知川山一の三まで	平成二・七・一〇

青森県告示第四百七十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市本町五丁目五の二一
社団法人青森県猟友会
- 二 変更内容

- 1 変更前の売りさばき場所
西津軽郡深浦町大字深浦字蔭野九の七
- 2 変更後の売りさばき場所
西津軽郡深浦町大字広戸字家野上二三四の二

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十一年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾
政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、屏風山地区の県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業（農業用排水施設整備）（暗渠排水））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年七月十三日から同年八月十日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社津軽工務店

二 代表者の氏名 小野 鉄雄

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字枝川字狐森二四の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第六四〇一号

五 取消年月日 平成二十一年六月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成二十一年五月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 伊藤建設株式会社

二 代表者の氏名 丸井 理成

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字洞内字井戸頭一四四の三二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一三二六号

五 取消年月日 平成二十一年五月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、管、ほ装、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年四月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の売却

物 建		地 士		
上北郡東北町大字大浦字上久保 一の三三二	所 在 地	非線引き都市計画区域、指定建ぺい率七〇パーセント、指定容積率二〇〇パーセント	備 考	上北郡東北町大字大浦字上久保 一の三三二
木造平家建	構 造			宅 地
	延 面 積			地 積
		九六・二六平方メートル		三二九・三五平方メートル

二 予定価格

七百七十九万八千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

上北郡東北町大字大浦字上久保一の三三二

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

上北郡七戸町字大沢五七の四九

七戸警察署 一階会議室

2 日時

平成二十一年七月三十日 午前十時十五分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

九 落札決定の日から七日以内
代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十一年七月二十三日午前十時十五分から、上北郡東北町大字大浦字上久保一の三三二において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七三三 四二二一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の売却

物 建		地 士		
八戸市大字白銀町字三島上三九 の一	所 在 地	第二種住居地域、指定建ぺい率六〇パーセント、指定容積率二〇〇パーセント	備 考	八戸市大字白銀町字三島上三九 の一
木造平家建	構 造			宅 地
	延 面 積			地 積
		六六・六六平方メートル		一三八・七五平方メートル

二 予定価格

千四百三十二万五千元

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市大字白銀町字三島上三九の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所
八戸市城下一丁目一六の二五
八戸警察署庁舎 四階会議室

2 日時
平成二十一年七月三十日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十一年七月二十三日午後一時四十五分から、八戸市大字白銀町字三島上三九の一において現場説明を行う。

問い合わせ先
青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七二三 四二二一

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

物 建		地 士		
所在地	構造	備 考	所在地	地目
八戸市白銀台二丁目一〇の一七	木造平家建	近隣商業地域、準防火地域、指定建ぺい率八〇パーセント、指定容積率二〇〇パーセント	八戸市白銀台二丁目一〇の一七	宅地
木造平家建	二四・八四平方メートル			二五三・九九平方メートル
五八・九八平方メートル				

二 予定価格

千百五万六千円

三 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所
八戸市白銀台二丁目一〇の一七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所
青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市城下一丁目一六の二五
八戸警察署庁舎 四階会議室

2 日時

平成二十一年七月三十日 午後二時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成二十一年七月二十三日午後二時四十五分から、八戸市白銀台二丁目一〇の一七において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課管財係

電話〇一七 七二三 四二一一

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭